

2023 年度「歯科技工士の働き方改革セミナー」

講演抄録

公益社団法人 日本歯科技工士会
歯科技工士労務対策委員会

働く環境改善のための労務管理と基礎知識

～労使間の信頼関係を築くために～

超高齢社会に突入した日本では、少子高齢化が進み、歯科需要は年々増加している。厚生労働省による令和2年度衛生行政報告例では、年齢階級別に見た就業歯科技工士数は50歳以上の割合が50%以上を示し、若者の歯科技工士のなり手不足、高い離職率は無視できない問題である。

我が国では、2019年4月1日に働き方改革関連法案が本格施行され、その間に多くの職種で働き方が見直されてきた。仕事と生活の調和である「ワーク・ライフ・バランス」を重要視されている。それは歯科技工業界も例外ではない。歯科技工士も働き方に関する法律を遵守しなければ罰せられる社会となっている。歯科技工士にとって、働き方を改善させるということは簡単なことではないが、多くの他業種では困難と言われた「働き方改革」も少しずつ浸透している。

今回の講演では、労働力不足を解消しワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、歯科技工士労務対策委員会のなかで必要性の高いと議論された「36（サブロク）協定」、「同一労働同一賃金」、「勤務間インターバル制度」、「有給休暇の取得」、「育児介護休業法」「働き方改革推進助成金申請方法」の最新内容をポイント押さえて、「働き方改革」について考えていければと思う。

セミナーを通じて労使間の信頼関係を確認しながら、この大変な過渡期に私たち歯科技工士が少しでも良い方向に進めるよう、今後目指すべき歯科技工士の働き方を皆さんと考えていければと思う。

口腔外科技工の補綴系技工と治療系技工

歯科技工物に要求される、審美、衛生、機能の回復は重要な要素です。それらは本来、天然歯、または本来口腔内に存在していた組織が持っている性質でもあり、その回復が補綴物には求められます。また、歯科補綴の意味として器質的欠損を補うものが主となります。一方、医学部病院歯科技工士の業務には前述とは異なる機能も歯科技工物に要求されます。器質的欠損の無い症例で、機能的障害の回復、つまり、治療を目的とする装置製作も含まれ、本分野は口腔外科技工とも言われています。口腔外科技工は口腔外科が腫瘍切除などで術後性障害を惹起した患者の総合的治療の一環としての治療とともに進歩してきた分野です。また、口腔外科技工分野では治療装置系技工と補綴装置系技工に大別する事ができ、器質的欠損の回復である歯科技工と機能回復または機能補助を目的とする口腔外科技工は異なる位置にあると考えています。補綴系技工、治療系技工の製作には、現在、言語聴覚士、義眼師、義肢装具士など、多くの職種がかかわっている症例もあります。装置製作においては他職種の職域にもかかわる問題もあり、関係職種間での患者に対する装置の慎重な適応判断、見解が必要ですし、チーム医療においては、患者にかかわる他医療職との情報の共有は必須となります。今回は治療装置と補綴装置の異なる部分を比較し、口腔外科技工の特徴をご覧いただきたいと考えています。

<プロフィール>

1978年3月九州歯科技工士専門学校卒。

同年4月久留米大学医学部附属病院歯科口腔外科勤務。

2016年3月久留米大学医学部附属病院歯科口腔医療センター退職。

同年4月仙台歯科技工士専門学校非常勤講師。

現在に至る。

<所属する学会>

日本口腔顎顔面技工学会

日本顎顔面補綴学会

日本音声言語医学会

日本摂食嚥下リハビリテーション学会

日本法歯医学会

日本歯科技工学会

